特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安来市は、予防接種事業事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種事業事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託の際には業者の情報保護管理と秘密保持に関して契約に含め万全を期している。

評価実施機関名

島根県安来市長

公表日

令和6年7月10日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種事業事務				
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種を行い、また予防接種健康被害救済制度に係る給付事務を行う。 番号法においては、予防接種の実施、予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び応答並びに予防接種を受けた者からの予防接種の実費の徴収に関する事務を行う。				
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	S				
予防接種情報ファイル(対象者					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表項番14、126 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)				
4. 情報提供ネットワークシ	22.20				
①実施の有無	<選択肢> [実施する				
②法令上の根拠	 ・番号法第19条第8号(個人情報の提供の制限) (別表における情報照会の根拠) ・別表項番14、126 (別表における情報提供の根拠) ・別表項番14、126 				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	健康福祉部いきいき健康課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	打正・利用停止請求				
請求先	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	健康福祉部いきいき健康課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3220				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢>				
いつ時点の計数か	令和5年6月2日 時点				
2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満				
いつ時点の計数か	令和5年6月2日 時点				
3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及3)基礎項目評価書及3	ゾ重点項目評価書 ゾ全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関につ	ついては、それぞれ፤	重点項目評	価書又は全項	目評価書において、リス	ク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く	。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	E除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接線	しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	- · -

変更箇所

変更固/				Arm a Lamba Mer	Am alone May — he w All no
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月14日	I 4.情報ネットワークシステムによる情報連携①実施の 有無	未定	1)実施する	事前	
平成28年10月14日	I 4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	空欄	番号法第19条 第7項別表第二 項番17.18.19	事前	
平成28年10月14日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の 計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年10月14日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の 計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成30年4月20日	I 5.評価実施機関における 担当部署②所属長	いきいき健康課長 竹内妙子	いきいき健康課長 原香代子	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の 計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の 計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月10日	I 5.評価実施機関における 担当部署②所属長の役職名	いきいき健康課長 原香代子	課長	事後	
令和1年6月10日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の 計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の 計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	I 7.特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 総務部総務課 電話:0854-23-3015	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	事後	
令和1年6月10日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬1930 番地1 健康福祉部いきいき健康課 電話:0854-23-	健康福祉部いきいき健康課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3220	事後	
△ £02年6月5日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の	3220	△和2年2日21日	市仏	
令和2年6月5日	計数か II 2.取扱者数 いつ時点の	平成31年3月31日	令和2年3月31日 今和2年2月21日	事後	
令和2年6月5日 令和3年3月1日	計数か 表紙 評価書名	平成31年3月31日 予防接種事業事務(B類) 基礎項目評価書	令和2年3月31日 予防接種事業事務 基礎項目評価書	事後事前	
令和3年3月1日	I 1.特定個人情報ファイル を取り扱う事務①事務の名称	予防接種事業事務(B類)	予防接種事業事務	事前	
令和3年3月1日	I 1.特定個人情報ファイル を取り扱う事務②事務の概要	う。 番号法においては、予防接種の実施、予防接 種実施の指示、当該予防接種に起因する健康 被害に対する給付に係る支給の請求及び支給 を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請	る予防接種または新型インフルエンザ予防接種の実施を行い、また当該予防接種に起因する健康被害に対する給付事務を行う。 番号法においては、予防接種の実施、予防接種実施の指示、当該予防接種に起因する健康	事前	
令和3年3月1日	I 3.個人情報の利用	番号法第9条第1項 別表第一の十の項	番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93 の2の項	事前	
令和3年3月1日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条 第7項 別表第2 項番17.18.19	番号法第19条 第7項 別表第2 項番 17.18.19.115の2	事前	
令和3年3月1日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和2年3月31日	令和3年1月31日	事前	
令和3年3月1日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の 計数か	令和2年3月31日	令和3年1月31日	事前	
令和3年7月1日	I 1.特定個人情報ファイル を取り扱う事務②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対してB類疾病に係る予防接種または新型インフルエンザ予防接種の実施を行い、また当該予防接種に起因する健康被害に対する給付事務を行う。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対してB類疾病に係る予防接種または新型インフルエンザ予防接種の実施を行い、また当該予防接種に起因する健康被害に対する給付事務を行う。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として次のとおり行う。・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年7月1日	I 1.特定個人情報ファイル を取り扱う事務③システムの 名称	健康管理システム、中間サーバー	健康管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年7月1日	I 3.個人情報の利用	番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93 の2の項	番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93 の2の項、第19条第6号および第16号	事後	
令和3年7月1日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条 第7項 別表第2 項番 17.18.19.115の2	- 番号法第19条第8号(個人情報の提供の制限) (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第2項番16の2、17、18、19、115の2 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第2項番16の2、16の3、17、18、19、115 の2	事後	
⊤和3年/月1日	IV 4.特定個人情報ファイル の取扱いの委託	委託しない	委託する	事後	
令和3年7月1日	IV 4.特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先にお ける不正な使用等のリスクへ の対策は十分か	なし	十分である	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和3年1月31日	令和3年3月31日	事前	
令和4年3月10日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の 計数か	令和3年1月31日	令和3年3月31日	事前	
令和4年3月10日	I 1.特定個人情報ファイル を取り扱う事務②事務の概要	また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として次のとおり行う。 ・ワクテン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	また、新空コロナウイルへ窓架延対束に係るす 防接種事務として次のとおり行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に まづき 新型コロナウイルス感染症予防接種	事後	
			基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種 証明書の交付を行う。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
AXH	정다.	& X HOV HUAL	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93	1/ETT 1/1 2/01	METHINAU - IK ODEN
令和4年3月10日	I 3.個人情報の利用	番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93 の2の項、第19条第6号および第16号	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和5年8月15日	I 1.特定個人情報ファイル を取り扱う事務②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対してB類疾病に係る予防接種または新型インフルエンザ予防接種の実施を行い、また当該予防接種に起因する健康被害に対する給付事務を行う。~中略~ 番号法においては、予防接種の実施、予防接種実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収、新型インフルエンザ等対策の実施に関する事務を行う。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種を行い、また予防接種健康被害救済制度に係る総付事務を行う。 ~中略~ 番号法においては、予防接種の実施、予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権健康被害救済制度の給付の支給を受ける特別に係予助接種の実理、審査及び応答並びに予防接種を受けた者からの予防接種の実費の徴収に関する事務を行う。	事後	
令和5年8月15日	I 1.特定個人情報ファイル を取り扱う事務③システムの 名称	健康管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、ワクチン接種記録システム (VRS)	事後	
令和5年8月15日	I 2特定個人情報ファイル 名	定期予防接種情報ファイル(対象者、接種歴)	予防接種情報ファイル(対象者、接種歴)	事後	
令和5年8月15日	I 3.個人情報の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93 の2の項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対 策に係る予防接種事務におけるワクテン接種 記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項別表第一項番10,93の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会 のみ)	事後	
令和5年8月15日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和3年3月31日	令和5年6月2日	事前	
令和5年8月15日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の 計数か	令和3年3月31日	令和5年6月2日	事前	
令和6年7月10日	I 1.特定個人情報ファイル を取り扱う事務②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種を行い、また予防接種健康被害救済制度に係る給付事務を行う。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として次のとおり行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種の実施を受けを行う。番号法においては、予防接種の実施、予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける者種健康被害救済制度の給付の支給を受ける手間に係る届出の受理、審査及び応答並びに予防接種を受けた者からの予防接種の実費の徴収に関する事務を行う。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種を行い、また予防接種健康被害救済制度に係る給付事務を行う。 番号法においては、予防接種の実施、予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び応答並びに予防接種を受けた者からの予防接種の実費の徴収に関する事務を行う。	事後	
令和6年7月10日	I 1.特定個人情報ファイル を取り扱う事務③システムの 名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム (VRS)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和6年7月10日	I 3.個人情報の利用	・番号法第9条第1項別表第一項番10、93の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会 のみ)	・番号法第9条第1項別表項番14、126 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和6年7月10日	I 4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(個人情報の提供の制限) (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第2項番16の2、17、18、19、115の2 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第2項番16の2、16の3、17、18、19、115 の2	・番号法第19条第8号(個人情報の提供の制限) (別表における情報照会の根拠) ・別表項番14、126 (別表における情報提供の根拠) ・別表項番14、126	事後	